

菫崎北西小学校いじめ防止基本方針

平成26年2月7日策定

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のあるものから、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」です。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場になって行うものです。

(平成18年度文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

上記の考えのもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決に当たる。
- (5) 学校と家庭が協力して、事後指導に当たる。

2 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

①「生徒指導会議」

月1回の職員会議の冒頭に生徒指導会議を開催し、全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

②「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、当該学年担任、PTA代表などによるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し迅速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により迅速に支援体制をつくり、対処する。緊急を要する問題行動が発生したときに、緊急生徒指導委員会を開催する。緊急生徒指導委員会参加メンバーは以下の通りである。

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，PTA会長，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，蕪崎警察署，スクールサポーター，主任児童委員または民生委員。

3 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ，お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また，教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ，児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て，自己有用感を味わい自尊感情を育むことが出来るように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また，「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように，教育活動全体を通して指導する。そして，見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として，いじめに加担していることを知らしめる。

(1) いじめについての共通理解

いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点などについて，校内研修や職員会議で周知を図り，平素から教職員全員の共通理解を図っていく。また児童に対しても，全校集会や学級活動などで，校長や教職員が，日常的にいじめの問題について触れ，「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。日頃から児童と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として，何がいじめなのかを具体的に挙げて目につく場所に掲示する。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実，読書活動・体験活動などの推進により，児童の社会性を育むとともに，幅広い社会体験・生活体験の機会を設け，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い，自分の存在と他人の存在を等しく認め，お互いの人格を尊重する態度を養う。また，自他の意見の相違があっても，互いを認め合いながら建設的に調整し，解決していける力や，自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など，児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(3) 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために，全ての児童が認められている，満たされているという思いを抱くことができるように，学校の教育活動全体を通じ，児童が活躍でき，他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し，自己有用感が高められるように努める。

4 いじめの早期発見・早期解決にむけての取組

(1) いじめの早期発見のために，様々な手段を講じる。

- ① 「いじめはどの学校でも，どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識

に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。

- ② おかしいと感じた児童がいる場合には生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ③ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④ 「学校生活に関するアンケート」を年3回行い、児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決に当たる。

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決に当たる。
- ② 情報収集を密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導に当たる。
- ③ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決に当たる。
- ⑤ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。学校内だけで問題解決をすることを優先せず、当該児童の側に立ち、解決に向けて取り組む。
- ② 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

5 いじめへの対処

(1) 基本的な考え方

発見・通報を受けたときは、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の本、毅然とした態度で加害児童を指導する。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し対応に当たる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめの発見・通報を受けた教師は、校内の「いじめ対策防止委員会」に報告し、情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。

また、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、学校の設置者と連絡をとり、所轄警察署と相談して対処する。

(3) いじめられた児童又はその保護者への支援

事実関係の聴取を行い、家庭訪問等によりその日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、理解を得る。その上で、いじめられた児童の安全を確保するとともに、落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

(4) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合は複数の教職員が連携し、必要に応じては外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を確認したら迅速に保護者に連絡し、理解を得た上で、連携して以後の対応ができるように保護者の協力を求める。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童にも、自分の問題として捉えさせる。学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。全ての児童が集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

6 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。情報を共有し、組織的に対応することが必要である。また、必要に応じて外部専門家の参加も得ながら、問題の解決に当たることが必要である。

(2) 校内研修の充実

いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する行い、全ての教職員の共通理解を図る。

(3) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめ防止等に適切に取り組んでいくことができるように、管理職は組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(4) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

7 いじめ防止指導計画

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組む。年度当初に年間の計画を確認し合うとともに、組織体制を整える。

※事案発生時には、緊急生徒指導委員会を迅速に開催する。

構成メンバーは校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、PTA会長、スクールカウンセラー

セラー，スクールソーシャルワーカー，葦崎警察署，スクールサポーター，主任児童委員または民生委員。

※学級づくり，人間関係づくりは年間を等して取り組む。

※教育活動全体を通じて，自己有用感や自己肯定感を育む。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議	生徒指導会議 いじめ防止 対策委員会	生徒指導会議 保護者会等で 啓発	生徒指導会議	生徒指導会議	生徒指導会議 職員研修	生徒指導会議 いじめ防止 対策委員会
防止対策			ネット犯罪 防止教室	人権教室		
早期発見			いじめ アンケート	教育相談機関		

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議	生徒指導会議	生徒指導会議	生徒指導会議	生徒指導会議	生徒指導会議	生徒指導会議 いじめ防止 対策委員会
防止対策			人権教育			
早期発見		いじめ アンケート 個別懇談	教育相談機関	保護者 アンケート 児童意識調査	いじめ アンケート	教育相談機関